

サレジオ工業高等専門学校公的研究費運営・管理規程

制定 平成 26 年 11 月 1 日

施行 平成 26 年 11 月 1 日

（目的）

第 1 条 この規程は、サレジオ工業高等専門学校（以下「本校」という。）における公的研究費の運営・管理に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的研究資金制度に基づく研究費、都道府県が所管する研究助成金、企業等が交付する研究助成等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本校において研究活動に従事する教職員をいう。

3 この規程において「研究代表者等」とは本学の研究者で、第 1 項に掲げる公的研究費に係る事業を 1 人で実施する者、研究組織の代表者及び他の研究機関の研究代表者から公的研究費の配分を受けた研究分担者をいう。

（法令等の遵守等）

第 3 条 研究者は交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書等に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

（公的研究費の運営・管理）

第 4 条 本校の教職員が、第 2 条 1 項に掲げる公的研究費の交付を受ける場合において、交付機関からの特段の理由が無い限り、本校が運営・管理を行うものとする。

（責任と権限）

第 5 条 本校の公的研究費を適正に運営・管理するために最高管理責任者及び統括管理責任者コンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する権限を持つとともに最終責任を負うものとし、校長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副校長をもって充てる。

4 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育及び不正防止対策を実施し、教員部門は、自己点検評価本部長及びその補佐として研究委員長を充て、職員部門には事務長をもって充てる。

（事務管理部門）

第6条 公的研究費の事務管理については、総務会計課及び研究担当が関係部署の協力をもとに行う。

2 研究担当は、公的研究費の執行管理及び事務処理を行い、あわせて研究者からの相談窓口とする。

3 総務会計課は、公的研究費の経理に関する業務を行う。

（公募の申請）

第7条 公募に関係する書類を公募先に提出する場合には、研究代表者等は研究担当者に届出るものとする。

（間接経費の学校への譲渡）

第8条 研究代表者等は、配分を受けた間接経費を本学に譲渡するものとする。

2 間接経費の会計事務は、総務会計課が行う。

3 特に間接費の配分がない公的研究費については、研究費からの配分が可能な場合は、研究費の5%を譲渡するものとする。

（公的研究費により取得した機器備品の寄贈手続）

第9条 研究代表者等は、機器備品の取得に際し、本学に寄贈を行うこととされているものにあつては、「物品寄付申請書」により手続を行わなければならない。

（機器備品の管理・使用責任）

第10条 研究代表者等は、研究実施に当たり、機器備品等の管理及び使用責任者として責務を果たすものとする。

2 研究代表者等は、公的研究費で購入した機器備品に起因する事故があつた場合には、その旨を統括管理責任者に報告しなければならない。

（適正な執行管理）

第11条 事務部門のコンプライアンス推進責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、必要な措置を講じなければならない。

2 物品購入、納品検収及び出張旅費並びにアルバイト雇用等は、別に定める規定に従い適正に執行するものとする。

（不正防止及び不正防止計画）

第12条 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正が発生する要因を把握し、不正防止に努めるとともに「防止計画推進部署」をもって具体的な不正防止計画を策定しなければならない。

（ 調査）

第 13 条 公的研究費に関し不正行為の疑いがある場合は、サレジオ工業高等専門学校研究費の不正行為防止に関する規程に従い調査委員会を設置する。

（ 懲戒）

第 14 条 公的研究費に関し不正な行為を行った者に対しては、サレジオ工業高等専門学校研究不正に係る懲戒規程により懲戒する。

（ 取引停止）

第 15 条 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者に対して、「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に従って当該業者との取引を停止するなど必要な措置を講ずる。

（ 内部監査及び通報制度）

第 16 条 公的研究費の適正な運営・管理のために、内部監査部署はサレジオ工業高等専門学校公的研究費内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。

2 内部監査部署は、公的研究費にかかる通報を受けた場合、サレジオ工業高等専門学校公的研究費の不正告発に関する規程に従って、必要な措置を講ずる。

（ 規程の改廃）

第 17 条 この規程の改廃は、AMC の審議を経て校長が承認する。

附則

1. この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。